

制度の名称	<b>災害援護資金</b>																														
支援の種類	貸付(融資)																														
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="370 450 1406 1122"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年1.5%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内(特別の場合5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内(据置期間を含む)</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年1.5%(据置期間中は無利子)		据置期間	3年以内(特別の場合5年)		償還期間	10年以内(据置期間を含む)	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																														
	ア 当該負傷のみ		150万円																												
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																												
	ウ 住居の半壊		270万円																												
	エ 住居の全壊		350万円																												
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																														
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																												
	イ 住居の半壊		170万円																												
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円																												
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																													
貸付利率	年1.5%(据置期間中は無利子)																														
据置期間	3年以内(特別の場合5年)																														
償還期間	10年以内(据置期間を含む)																														
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上</li> <li>家財の1/3以上の損害</li> <li>住居の半壊又は全壊・流出</li> </ol> <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="373 1420 1402 1756"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>	世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市民税における前年の総所得金額																														
1人	220万円																														
2人	430万円																														
3人	620万円																														
4人	730万円																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																														
お問い合わせ	銚田市福祉事務所 社会福祉課 社会福祉係 (電話番号:0291-36-7920)																														